

9 点検・評価等

[現状の説明] (「評価の視点」 9-1 から 9-5)

(自己点検・評価)

9-1 自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか (「学教法」第109条)。

1 自己点検・評価のための組織体制について

法務研究科では、全学的な自己点検・評価活動を統括する「自己点検・評価全学委員会」(添付資料9「神奈川大学自己点検・評価規程」)の下に法務研究科の自己点検・評価を実施する「法務研究科自己点検・評価実施委員会」(現構成員は安達和志法務研究科委員長、鶴藤倫道教授、中村壽宏教授の3名)を設置している。

法務研究科に係わる主な活動としては、3つのポリシーの策定及び教育研究上の目的の見直し(添付資料1『神奈川大学の基本方針2012』p.144)、また、認証評価を受審した際の評価結果(勧告、助言)に関する改善取組(添付資料9『神奈川大学の現状と課題 - 2010-2011年度点検・評価報告書 -』)、すなわち、シラバスのチェック体制の整備、理念・目的等に係る掲載媒体間の整合の確認、研究科内の各会議体の位置付け及び自己点検・評価の実施体制の確認等を行った。

教育方法の点検及び改善・充実については、法務研究科FD委員会が実施機関となって授業評価アンケート等を恒常的に実施している。

なお、法科大学院認証評価及び大学(認証)評価後の全学的な点検・評価活動については、『神奈川大学の現状と課題 - 2010-2011年度点検・評価報告書 -』として2012年11月に刊行した。

2 教育関係に関する点検・評価

教育方法に関する自己点検・評価は、「講義担当者間の授業参観」と学生を対象とする「授業評価アンケート」及び「ティーチングポートフォリオ」を中心に行っている。

講義担当者間の授業参観は、法務研究科FD委員会が指定する期間(前学期・後学期にそれぞれ1ヶ月程度)におおむね2科目の授業を参観し、他の教員が行っている優れた教育方法を知り、また教育方法として問題があると思われる点があればそれを指摘するというものである。

授業評価アンケートは、各科目の最終授業において当該科目の教育方法等に関して学生からの意見を求めるものである。授業評価アンケートの評価項目は添付資料(添付資料2-21「授業評価アンケート」)の通りであるが、予習・復習にかけた時間、e-Learningにおける講義情報提供のタイミング及び質、授業内容の質(双方向性・授業効果・改善を要する点)等を問う内容となっている。

ティーチングポートフォリオは、各教員が担当講義の初回開始前に授業の具体的な実施計画を記述し、最終回終了後にその達成度を自己評価するものである。ティーチングポートフォリオの評価項目は添付資料(添付資料11-14「ティーチングポートフォリオ」)の通りであるが、開講前に記述する項目として当該科目の「教育目標・カリキュラム上の位置付けに関する見解(教育目標・他科目との関係)」、「教育目標を達成するための講義実施計画(目標にむけた授業方法・教材選択の基準・課題設定)」、「前年度の講義との比較における改善計画」があり、全授業終了後に記述する項目として「特記すべき講義実施記録」、「講義の自己点検」、「次期の講義に向けた改善計画」となっている。

3 研究関係に関する点検・評価

神奈川大学には、大学に所属する全教員を対象とする「業績システム」データベースが稼働しており、法科大学院に所属する教員も研究業績・社会活動等を各自でここに記録することになっている。

本研究科独自の取組みとして、2008年度に創刊した紀要『神奈川ロージャーナル』(年1~2回発行)に専任教員の論説、判例評釈等を掲載するほか、「専任教員の研究・社会活動報告」欄を常設して、専任教員の最近の研究活動状況が分かるようにしている。

9-2 自己点検・評価の結果を広く公表しているか (「学教法」第109条)。

1 全学的に実施した自己点検・評価の結果の公表

自己点検・評価結果の公表については、大学(認証)評価及び法科大学院認証評価を受審する都度、認証評価機関からの評価結果に加えて、点検・評価報告書及び基礎データを神奈川大

学WEBサイトで公開することとしている。また、認証評価の受審年度以外に全学で実施した自己点検・評価活動については、その概要をWEBサイトで公開している。

自己点検・評価の過程で作成された報告書（進捗状況確認シート等）は、内部検討段階の記載等も多く含むため、現時点ではWEBサイトで公開していない。ただし、これらの報告書等についても、2012年11月刊行の『神奈川大学の現状と課題 - 2010-2011年度点検・評価報告書-』に掲載し、本学の横浜・湘南ひらつかキャンパス図書館及び法務研究科図書室で閲覧ができるよう整備した。

2 法務研究科で実施した自己点検・評価の結果の公表

9-1にて既述の授業評価アンケートについては、授業担当教員の所見を記載した上でファイルにまとめられ、これを法務研究科図書室に常置することにより在学生に公開している。なお、学外への公開は現在のところ行っていない。

講義担当者間の授業参観の報告書は、その性質上学生に対する開示はしていない。

ティーチングポートフォリオはe-Learningシステム上で実施されているため、学生に対する開示は容易であるが、現時点では公開するか否かについては各教員の判断に任せている。

研究関係に関する自己点検・評価としての情報に関しては、神奈川大学の業績システムデータベースに搭載された情報については、神奈川大学のホームページ上で確認することが可能である。法科大学院のホームページにおいては、教員紹介において主要著作のリストを示している。

(評価結果等に基づく改善・向上)

9-3 自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備しているか。

1 教育関係に関する、点検・評価の結果のフィードバック体制について

学生が提出した授業評価アンケートは、科目ごとに事務担当者において数値的指標と学生からの感想・要望等が転記された一枚の授業評価シートにとりまとめられ、各授業担当者に配付されると同時に研究科委員会において全教員に開示される。各授業担当者は、研究科委員会において質問が生じればそれに回答する。さらに、授業評価シートに主として学生の感想・要望に対する所見を記載し、FD委員会に提出する。FD委員会は、全教員の授業評価シートをとりまとめて学内の図書室に備置し、学生に公開する。

ティーチングポートフォリオは、現時点においては、各授業担当教員において結果を自己評価し、次年度の授業計画立案のための検討資料とすることになっている。

2 研究関係に関する、点検・評価の結果のフィードバック体制について

研究関係に関する自己点検・評価の結果のとりまとめを法務研究科において独自に行っていないため、特別な体制は現時点では整っていない。

ただし、法務研究科が独自に紀要を発行しており、研究活動や実務上の活動の成果をここに公表することが推奨されており、この紀要を通じて教員が相互に研究活動等を確認し合っている。

3 認証評価の結果のフィードバック体制について

認証評価において教育研究活動に関する意見や重大な勧告等を受けたときは、FD委員会において対応を検討し、速やかに研究科委員会に改善案を提出することとしている。

9-4 自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか。また、認証評価機関等からの指摘事項に対し、適切に対応しているか。

1 教育研究活動に関する改善方法

自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているかどうかについては、授業評価アンケートを通じて学生から指摘・提案される諸事項を真摯に受け止めて、各教員が授業方法を必要に応じて修正することによって実現している。具体的には、授業運営ないし成績評価について学生アンケートの結果等から問題が発覚した場合は、法務研究科委員会において報告・審議のうえ、法務研究科委員長・教務担当委員及びFD委員が問題となった教員と面談して対応を強く促すことになっている。事例は複数あるが、開設年度から今年度までに、教育上の問題点を点検・評価の結果として指摘されながら改善しないまま今年度も授業科目を担当した教員は皆無である。結果として改善の見込みがない教員については、

授業担当を見直すことによって対応しているからである（非常勤講師について例がある）。

2 認証評価における指摘に対する改善方法

教育研究活動の改善・向上に関する認証評価における指摘に対しては、すべて対応した。

具体的には、勧告を受けた問題点として「授業の延長ないしは補講の意味をもっていていると思われる学修指導の適正化（改善策：学修指導のコマの廃止）」「授業回数の適正化（改善策：授業回数を15回及び定期試験とする。）」「既修者の入学年度における履修上限単位数の適正化（改善策：38単位から36単位に是正）」「夏季・春季休業の特別講義の補習化の懸念（改善策：専任教員は特別講義を担当しないこととする。）」「成績評価基準の明確化（改善策：評価基準をシラバスに明記する。）」があるが、それぞれ括弧内に示された改善を実行した。助言を受けた項目についてもすべて対応済みである。この旨は、2012年度「改善報告書」にも記載の通りである。

なお、中教審の法科大学院特別委員会のワーキンググループなどから書面で教育研究活動の改善にかかわる特別な指摘を受けたことはない。

（特色ある取組み）

9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取組みを行っているか。

教育方法に関する本学法務研究科の点検・評価を改善に結びつけるための仕組みとして、過去の授業内容の確認するため授業録画記録の視聴システムやティーチングポートフォリオが用意されているが、これらはすべて本学独自のe-Learningシステム上で実現されており、ワンストップサービスとなっている点で特色ある取組みとなっている。

【点検・評価(長所と問題点)】（「評価の視点」9-1から9-5）

自己点検・評価のための組織体制の整備及び適切な方法による自己点検・評価の実施については、現状において、自己点検・評価のための組織体制は十分に整備されており、適切な方法により実施されていると考えている。

特に、講義担当者間の授業参観の報告書や授業評価アンケートについては、そのすべてを研究科委員会において全教員に配布しており、具体的に相互点検がなされている。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組みとしてのコンピュータネットワークを活用したFDシステムの構築は、FD活動をすすめる上でしばしば問題となる「過去の事象を確認することが困難である」という時間的制約を克服しうる点が長所である。たとえば、本法務研究科においては主要講義科目についてはその授業を録画しているが、学生が特定教員の特定回の講義を挙げて他の教員も見習うべきと指摘することがあるが、授業が再視聴可能であればこそこの指摘に応じることができる。

ただし、これらの活動に対する兼任教員及び非常勤講師の参加率は非常に低いことが問題点として残されている。

また、研究関係に関しては、常置されている研究業績を各教員が任意に閲覧する以上の具体的活動はさほど活発ではないのが現状である

自己点検・評価の結果の公表については、既述のとおり神奈川大学のWEBサイト上で法科大学院認証評価及び大学（認証）評価に係る認証評価結果、点検・評価報告書並びに基礎データを公開しているほか、研究業績についても抜粋して公開している。

本研究科で実施している授業評価アンケートの結果等については、その性質上そのままの形で外部に公開することは考えられず、それら以外の方法で何らかの授業改善の成果をとりまとめて公開することが必要と思われる。

自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムについては、前回の認証評価において授業評価アンケートの回答数が少ないという問題を指摘していたが、授業評価アンケートを最終授業の直後に教室内で記載してもらう方法に改めたため、現在はほぼ全学生からの回答を得ており、この点は改善された。

実際に自己点検・評価結果の活用により授業改善に結びついたかについては、無記名アンケートであるため要望を出した学生本人による評価は得られないものの、授業評価アンケートを継続的に実施することで検証可能である。

ただし、ティーチングポートフォリオについては兼任教員及び非常勤講師に対しては協力依頼にとどまっていることから、非常勤講師の参加率は低水準で推移している。

教育関係に関する自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているかについては、問題が生じた後に対応できないまま放置されているという事案がないことから、おおむね良好に機能していると考えている。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組については、e-Learning システム上の情報は、システム運用担当者及び法務研究科事務担当者において常時確認が可能であり、ティーチングポートフォリオの記入状況も確認できる。ただし、ティーチングポートフォリオに情報を記入しないまま授業を開始する教員がいた場合、事務担当者から教員にこれを強く命じることはできないのが現状であり、ここに改善の必要がある。

[将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」9-1 から 9-5）

自己点検・評価のための組織体制の整備及び適切な方法による自己点検・評価の実施について、前回の点検・評価報告書において将来の取組みとして計画したことは、ほぼ実現できたといえよう。

残された問題点は、自己点検・評価の基礎となるFD活動に兼任教員及び非常勤講師を如何に参加させるかであり、その具体的な工夫が検討されなければならない。

教育関係に関する自己点検・評価の結果の公表については、現時点では内部に対する公開を前提としているものしかないので、授業改善の報告を外部に対して公開するための新しいフォームを検討し、WEBサイト上で授業改善の進捗状況を外部に公開する体制を整える。

自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムについては、授業評価アンケートを引き続き同一の方法で実施する。

ティーチングポートフォリオについては、兼任教員及び非常勤講師に対しても強く求める方向で理解を得たいと考えている。

自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているかについては、授業運営ないし成績評価について学生アンケートの結果等から問題が発覚した事例が多くないこと、またそれらの事例のほとんどが事案に特殊な原因によるものであったことから、授業改善事案のデータベース化などはしていなかったが、新規採用教員が増加してきたことなどから、過去の事案を確認するための改善事案集等の編集を考えている。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組に関して、ティーチングポートフォリオについては、今後、研究科委員長から兼任教員及び非常勤講師に対しても強く作成を促す方向で検討すべきと考えている。